

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和5年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。</p> <p>また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る、支給認定、給付管理事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書又は給付認定申請書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証又は給付認定通知書を交付する。</p> <p>(2)特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。</p> <p>(3)特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。</p> <p>(4)公金受取口座情報を利用し、特定教育・保育施設等を利用した保護者への給付管理を行う。</p> <p>(5)市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。</p>
③システムの名称	1 厚木市福祉総合情報システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー、中間サーバーコネクタ

2. 特定個人情報ファイル名

子ども・子育て支援関連情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の8項及び別表第一の94項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の13項、別表第二の116項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部 こども育成課、保育課
②所属長の役職名	こども育成課長、保育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	厚木市 こども未来部 こども育成課 こども政策係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2262 厚木市 こども未来部 保育課 保育認定・給付係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2231
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1)特定教育・保育施設等を利用するための支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 (2)特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3)特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4)教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 (5)市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1)特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 (2)特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3)特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4)特定教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 (5)市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年1月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の8の項及び別表第一の94の項	事後	文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年1月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の116項	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の13項、別表第二の116項	事後	文言の整理及び主務省令の追記のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 井上 憲正	こども育成課長 山下 喜典	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 厚木市総務部 文書法制課 情報公開係 TEL046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	厚木市こども未来部こども育成課こども政策係	厚木市 こども未来部 こども育成課 こども政策係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号(第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2282	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども育成課長 山下 喜典	こども育成課長 柏木 毅	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年1月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム	厚木市福祉総合情報システム	事後	システム統合に伴う名称変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども育成課長 柏木 毅	こども育成課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年3月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年8月9日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1)特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証を交付する。 (2)特定教育・保育施設等の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3)特定教育・保育施設等の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4)特定教育・保育施設を利用した保護者への給付管理を行う。 (5)市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る、支給認定、給付管理事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1)特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書又は給付認定申請書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証又は給付認定通知書を交付する。 (2)特定教育・保育施設の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3)特定教育・保育施設の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4)特定教育・保育施設等を利用した保護者への給付管理を行う。 (5)市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和1年8月9日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年12月16日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	①こども未来部 こども育成課 ②こども育成課長	①こども未来部 こども育成課、保育課 ②こども育成課長、保育課長	事後	担当部署を追加で登録するものであり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月16日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	厚木市 こども未来部 こども育成課 こども政策係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2262	厚木市 こども未来部 こども育成課 こども政策係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2262 厚木市 こども未来部 保育課 保育認定・給付係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 (第二庁舎3階) 電話番号: 046-225-2231	事後	問合せ連絡先を追加で登録するものであり、重要な変更には該当しない。
令和2年12月16日	IVリスク対策 8 監査実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の8の項及び別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の9の項及び別表第一の126の項	事後	法改正に伴う文言の整理であり、重要な変更には該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の13項、別表第二の116項	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の14項、別表第二の146項	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月22日	I 関連情報 3 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の9の項及び別表第一の126の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の8の項及び別表第一の94の項	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月22日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の14項、別表第二の146項	情報提供の根拠 なし 情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の13項、別表第二の116項	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和4年8月22日	IVリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	特に力を入れている	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、支給認定、給付管理事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1) 特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書又は給付認定申請書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証又は給付認定通知書を交付する。 (2) 特定教育・保育施設の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3) 特定教育・保育施設の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4) 特定教育・保育施設等を利用した保護者への給付管理を行う。 (5) 市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、施設型給付を受ける認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育施設の利用に係る、支給認定、利用者負担額の決定、施設利用調整、給付管理、保育料収納管理等の事務を行う。 また、私学助成幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業の利用に係る、支給認定、給付管理事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 (1) 特定教育・保育施設等を利用するための支給認定申請書(兼)利用申込書又は給付認定申請書を受理し、支給認定の決定を行い、支給認定証又は給付認定通知書を交付する。 (2) 特定教育・保育施設の利用に関する利用者負担額を決定し、保護者に通知する。 (3) 特定教育・保育施設の利用に関する調整を行い、調整結果を保護者に通知する。 (4) 公金受取口座情報を利用し、特定教育・保育施設等を利用した保護者への給付管理を行う。 (5) 市で徴収する保育所保育料の収納管理、滞納管理を行う。	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 厚木市福祉総合情報システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー	1 厚木市福祉総合情報システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー、中間サーバーコネクタ	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和5年1月26日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年7月1日時点	令和4年11月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正